

令和8年度 介護サービス事業者 集団指導説明資料

令和8年6月25日(木)

加須市 福祉部

地域福祉課 福祉監査担当

はじめに

●各事業所におかれましては、本日の集団指導の内容及び配布資料をご確認の上、引き続き適切な事業所運営に努めていただきますようお願いいたします。

●次ページより配布資料の説明がありますので、ページ下部の【関係する資料】と併せてご確認くださいようお願いいたします。

※今年度運営指導の対象でない事業所においても、自主点検表を用いて自己点検を行っていただきますようお願いいたします。

加須市の指導監査方針等について

加須市の指導監査方針等について①

加須市では「令和8年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画」（以下「実施計画」といいます。）及び「加須市介護サービス事業者指導監査実施要綱」に基づき、『指導』及び『監査』を実施しています。

●指導の方針

指導については、

「介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、介護サービス事業者等に対し、法令等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに、過誤又は不正の防止を図るため」に実施します。

【関係する資料】・令和8年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画

・加須市介護サービス事業者指導監査実施要綱

加須市の指導監査方針等について②

●指導の形態

指導は次の2種類の方法で実施しています。

集団指導

運営指導

●集団指導

集団指導は、指導の対象となる介護サービス事業者等の関係職員を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習又はオンライン等（ホームページへの資料掲載）の方法により、原則として毎年度1回実施します。

主に過去の運営指導における指導事項の説明、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正の内容等について説明を行います。

【関係する資料】・令和8年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画

・加須市介護サービス事業者指導監査実施要綱

加須市の指導監査方針等について③

●運営指導

運営指導は、事業所を訪問し、施設及び関係書類の確認、関係者からのヒアリング等の方法により実施します。

対象事業所は、原則として指定有効期間中に1回以上実施できるよう選定し、毎年度策定する実施計画でお示しします。

●運営指導の流れ

①事前に日程を調整の上、実施1か月前を目安に実施通知を送付します。



②実施通知に定める期限までに、事前提出資料を提出していただきます。



【関係する資料】・令和8年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画

・加須市介護サービス事業者指導監査実施要綱

加須市の指導監査方針等について④

●運営指導の流れ(続き)

③運営指導当日は市担当2名以上で事業所に伺い、事前提出資料の内容や関係者から関係書類等を基に説明を求める面談形式で確認を行います。



④運営指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合は、文書でその旨通知します。

※ 改善を要する事項がない場合でも、文書でその旨通知します。



⑤改善した事項を文書で報告し、改善が完了したか確認を行います。
(内容によっては再度運営指導を行う場合があります。)

【関係する資料】・令和8年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画

・加須市介護サービス事業者指導監査実施要綱

加須市の指導監査方針等について⑤

●運営指導の流れ(続き)

なお、運営指導中に監査に当たると認められる(又は疑われる)事案を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行い、事実関係の調査及び確認を行います。

※監査に当たると認められる(又は疑われる)事案は次ページをご参照ください。

【関係する資料】・令和8年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画
・加須市介護サービス事業者指導監査実施要綱

加須市の指導監査方針等について⑥

● 監査の方針

監査については、

「介護サービス事業者の事業に関する基準に従っていないと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合」

「介護報酬の請求について不正を行っている」と認められる場合又はその疑いがあると認められる場合」

「不正の手段による指定等を受けている」と認められる場合又はその疑いがあると認められる場合」

「市が高齢者虐待防止法に基づき虐待の認定を行った場合又はその疑いがあると認められる場合」

において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施します。

【関係する資料】・令和8年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画

・加須市介護サービス事業者指導監査実施要綱

加須市の指導監査方針等について⑦

● 監査の流れ

① 監査に当たると認められる(又はその疑いがある)事案発生



② 監査実施

(原則実施通知を送付しますが、事案の緊急性・重大性を踏まえて送付しないで実施する場合があります。)



③ 勧告(指定基準違反等又は人格尊重義務違反に当たるかどうかの判断)

【当たらない場合】

運営指導と同様に監査結果を送付し、文書により改善報告を提出します。

【当たる場合】

期限を定めて、文書による勧告を行い、速やかに基準等を遵守するよう求めます。事業者は期限までに文書により報告を行い、それに従わなかった場合はその旨を公表します。

【関係する資料】・令和8年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画

・加須市介護サービス事業者指導監査実施要綱

加須市の指導監査方針等について⑧

● 監査の流れ(続き)



④ 命令

正当な理由なく勧告に従わなかった場合は、期限を定めて文書により勧告に係る措置を採るべきことを命令します。また、命令を行った旨を公示します。

⑤ 指定の取消し等

指定の取消し等の要件に当てはまる場合は、指定の取消し又は期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力の停止を行います。指定の取消し等をした場合はその旨を公示します。

※命令、指定の取消し等の処分を行う場合は、処分予定者に対して行政手続法による聴聞又は弁明の機会の付与が行われます。

※また、命令指定の取消し等の処分を行った場合において、介護報酬の不正請求を受けていた場合は、介護報酬の額の返還のほか、その額に100分の40を乗じた額の支払いを指示します。

【関係する資料】・令和8年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画

・加須市介護サービス事業者指導監査実施要綱

加須市の指導監査方針等について⑨

●業務管理体制に関する確認検査

介護サービス事業者の業務管理体制の整備・運用状況を確認し、当該介護サービス事業者が自主的に業務管理体制の改善を図り法令等遵守に取り組むよう意識付けるとともに、問題点が確認された場合においては、必要に応じて公正かつ適切な措置をとることを目的として実施します。

●一般検査

介護サービス事業所の規模等に応じた適切な業務管理体制が整備されているかについて、指定介護サービス事業所の運営指導等と併せて検査を行います。

●特別検査

指定事業所等の指定取消相当の事案が発覚した場合、事業所本部に立ち入り、業務管理体制の整備状況の検証及び組織的関与の有無の検証を行います。また、効力停止処分や利用者の生命又は身体の安全に重大な危害及ぼす事案が発覚した場合も、立入調査を行います。

【関係する資料】・令和8年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画

令和8年度における重点指導事項

令和8年度における重点指導事項①

実施計画の基本方針及びこれまでに事業所に対して行った指導監査等における指摘事項の内容、制度改正などの背景を踏まえ、令和8年度は次の事項を重点指導事項とします。 ※介護サービス事業所に当てはまる事項を抜粋

- ① 虐待等防止対策
- ② 非常災害対策
- ③ 業務継続計画の策定
- ④ 職員の配置状況
- ⑤ 施設の衛生管理の徹底
- ⑥ 運営規程、重要事項説明書、契約書等の整備
- ⑦ 施設の防犯対策、利用者の安全確保に関する取組
- ⑧ 適正な介護報酬の請求
- ⑨ 不正事案及び高齢者虐待等における厳正な対応
- ⑩ 業務管理体制に関する届出事務等の適正な実施

【関係する資料】・令和8年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画

令和8年度における重点指導事項②

① 虐待等防止対策

虐待を未然に防止するための取り組みや事案発生時における対応方法、再発防止対策等の措置が検討され、法令や施設の方針に基づき利用者の最善の利益を考慮した適切な支援やサービス等の提供が行われているか確認します。

また、そのための体制を整備しているか確認します。

② 非常災害対策

施設や事業所において策定が求められる非常災害対策計画が、火災のほか震災や風水害等の非常事態を想定した具体的な計画として策定されているか確認します。

特に、要配慮者(災害時要援護者)が利用する施設においては、近年の気候変動による水害リスク等の激甚化・頻発化を踏まえ、避難確保計画(又は非常災害対策計画)に基づく避難訓練等を実施しているか確認します。

※加須市地域防災計画に要配慮(災害時要援護)者利用施設として定められている事業所が対象です。

【関係する資料】・令和8年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画

令和8年度における重点指導事項③

③ 業務継続計画の策定

社会福祉施設等においては、災害や感染症などの非常時においても、最低限のサービス提供を維持していくことが求められるため、業務継続計画を策定し、計画に基づく研修及び訓練を実施しているか確認します。

特に、感染症は、震災等の自然災害に比べて長期化のリスクが高いため、感染フェーズの各段階に応じた具体的な計画であるか確認します。

④ 職員の配置状況

基準に基づく規定人数及び有資格者を配置し、必要な研修等を受講しているか確認します。

また、改正労働基準法や労働安全衛生法に基づき、就業規則等の改正、労働基準監督署への届出、労働時間や休暇等の労務管理が適正に行われ、働きやすい職場環境づくりに努めているか確認します。

【関係する資料】・令和8年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画

令和8年度における重点指導事項④

(④の続き)

特に、労働安全衛生法の改正では、これまで努力義務とされていた常用労働者50人未満の事業場のストレスチェックの実施が、令和10年5月までに施行予定(令和7年7月の公布日から3年以内に施行)のため、対象事業所に対して周知し、事前準備等の働きかけを行います。

⑤ 施設の衛生管理の徹底

施設全体の衛生管理、温度・湿度・採光・換気・音など適切な環境の保持に努め、新型コロナウイルス等感染症対策においても適切に実施されているか確認します。

⑥ 運営規程、重要事項説明書、契約書等の整備

利用者負担額や虐待防止に関する事項等、法令等で定める事項が運営規程及び重要事項説明書に記載されているか確認します。

【関係する資料】・令和8年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画

令和8年度における重点指導事項⑤

(⑥の続き)

また、実態に合わせて定期的に見直し、必要に応じて変更届を提出しているか確認します。

さらに、運営規程、重要事項説明書、契約書等の内容の整合が取れているか確認します。

加えて、利用者又は家族に対して書面等に基づき説明し、必要な同意を得ているか確認します。

⑦ 施設の防犯対策、利用者の安全確保に関する取組

令和7年10月に県内の介護付き有料老人ホームで発生した元施設職員による刺殺事件を踏まえ施設内外の防犯体制の点検、強化を行っているか確認します。

また、門扉等の施錠管理、防犯カメラの設置、来訪者の受付マニュアル、面会ルール等の整備、不審者対応訓練等を実施しているか確認します。

さらに、法令に基づく安全設備の整備等、安全対策が適切に図られ、事故防止のための取組や事故発生時の対応マニュアル等の整備、再発防止策などの措置が検討、実施されているか確認します。

【関係する資料】・令和8年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画

令和8年度における重点指導事項⑥

⑧ 適正な介護報酬の請求

人員、設備及び運営に関する基準が遵守され、適正な介護報酬の請求事務が行われているか確認します。

⑨ 不正事案及び高齢者虐待等における厳正な対応

著しく指定基準に違反している場合や介護報酬の不正請求、高齢者虐待や不適切な介護等の状況が認められた場合やその疑いがある場合には、直ちに介護保険法第76条等に基づく立入検査（監査）に変更し、事実関係の確認を行います。

⑩ 業務管理体制に関する届出事務等の適正な実施

業務管理体制の整備に関する届出が未届となっている事業者に対して、届出書を提出するよう指導します。

【関係する資料】・令和8年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画

令和5年度～令和7年度運営指導 における主な指導・注意事項

令和5年度～令和7年度運営指導における主な指導・注意事項

令和5年度～令和7年度運営指導において指導・注意した主な事項は、配布した以下の資料をご確認ください。

- ・令和5～7年度運営指導における主な指導・注意事項（サービス共通）

※全サービスに共通する指導・注意事項です。

- ・令和5～7年度運営指導における主な指導・注意事項（地域密着型サービス）

- ・令和5～7年度運営指導における主な指導・注意事項（居宅介護支援）

※介護予防支援特有の指摘事項はありませんでした。

【関係する資料】・令和5～7年度運営指導における主な指導・注意事項（サービス共通）

・令和5～7年度運営指導における主な指導・注意事項（地域密着型サービス、居宅介護支援）

令和8年度介護報酬改定について

令和8年度介護報酬改定について①

●介護職員等処遇改善加算の拡充

①生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乘せの加算区分の創設

加算Ⅰ・Ⅱについて、令和8年度特例要件を満たすことで、上乘せの加算区分(Ⅰロ・Ⅱロ)を算定することができます。

令和8年度特例要件:ア～ウのいずれかを満たすこと。

- ア:(訪問、通所サービス等)ケアプランデータ連携システムに加入 + 実績報告
- イ:(施設サービス等)生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得 + 実績報告
- ウ:社会福祉連携推進法人に所属していること。

【関係する資料】・なし

令和8年度介護報酬改定について②

② 処遇改善加算の対象外だった居宅介護支援、介護予防支援に処遇改善加算を創設
処遇改善加算の算定に当たっては、賃金改善の実施に加え、令和8年度特例要件又は処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件のいずれかを満たすことが必要です。

令和8年度特例要件：以下のいずれかを満たすこと。

ア：ケアプランデータ連携システムに加入＋実績報告

イ：社会福祉連携推進法人に所属していること。

処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件：以下に掲げる要件を全て満たしていること。

ア：キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）

イ：キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）

ウ：職場環境等要件

【関係する資料】 ・なし

令和8年度介護報酬改定について③

●協力医療機関連携加算に係る要件変更

協力医療機関との会議の開催について

概ね月に1回以上開催 → 年3回以上開催(一定の要件を満たす場合、年1回以上開催)

※電子的システムにより入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合

定期的に年3回以上開催 → 年1回以上開催

●やむを得ない事情における人員欠如に係る特例的な取扱い

突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員欠如が発生した場合は、ハローワークの活用等により職員の確保に係る取組を行っている事業所について、1年に1回に限り、3か月を超えない期間は、介護給付費の減額を猶予

※介護・看護職員が人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合を除く。

【関係する資料】 ・なし

経過措置終了について

経過措置終了について①

●安全・質の確保・負担軽減委員会の設置

【小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、
地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催しなければなりません。

経過措置は令和9年3月31日までとなっています。

【関係する資料】・なし

経過措置終了について②

●管理者の資格要件【居宅介護支援】

令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予することとしています。

経過措置は令和9年3月31日までとなっています。

【関係する資料】 ・なし

その他のお知らせ

変更届出書等の様式の変更について

加須市では、令和6年4月から、変更届出書等の様式を「厚生労働大臣が定める様式」に変更しました。

変更前の様式を使用している事業所は、以下のリンク先から変更後の様式をダウンロードしてください。

(様式の掲載場所)

加須市ホームページ>分野から探す>健康・医療・スポーツ・福祉>介護>介護サービス事業者向け情報>〇〇事業 内の各ページ

※〇〇は各サービスの名称

【関係する資料】・なし

「協力医療機関に関する届出書」の提出について

【対象】: 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

上記の事業所は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」において、「一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者(入所者)の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、……指定を行った市町村長に届け出なければならない。」とされています。

未提出の事業所は、速やかに提出をお願いいたします。

様式は、以下のリンク先に掲載されている「(別紙3)協力医療機関に関する届出書」を使用してください。

厚生労働省ホームページ「令和6年度介護報酬改定について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

【関係する資料】・なし